



方法意見書

（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書についての名古屋市環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和2年6月19日

名古屋市長 河 村 た か し

（仮称）大江川下流部公有水面埋立てにおける事業予定地については、事業の実施による河川水面の消失や土地被覆の変化が、水の蒸発散機能や周辺地域の熱環境等に影響を及ぼすことが考えられる。埋立て後には緑地として利用される計画であることから、健全な水循環機能の確保やヒートアイランド現象の緩和等に資する良好な環境を創出していくことが望まれます。

そのため、これらのことにも配慮するとともに、環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 対象事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 事業計画等では、大江川の河床に封じ込められている有害物質を含む底質について、埋立てによって大規模地震時の液状化等による露出・拡散を防止するとしているが、その詳細について示されていない。したがって、環境影響評価準備書の事業計画及び工事計画等において、有害物質を含む底質の封じ込め手法等について明らかにすること。
- (2) 埋立て後の土地利用計画では、緑地として植栽帯や広場等が想定されていることから、埋立てにあたっては、供用時の土地利用に適した性状の土砂を用いる計画とすること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 水質・底質

工事による汚濁物質の拡散・流出の予測については、浮遊物質による周辺の水質及び底質への影響について定性的な予測を行うとしているが、降雨時には、搬入した埋立土等の流出により、下流部において水の濁りが発生するおそれがある。したがって、降雨時を踏まえた工事中の予測を実施するとともに、土砂の流出防止策について明らかにすること。

(2) 地盤

工事は長期間を要するため、周辺地盤への影響は工事中に現れるとの想定により、環境影響評価の項目として存在・供用時は抽出されていない。そのため、工事中の環境影響評価の実施にあたっては、地盤の状況や盛土の厚さなどを明らかにすることにより、適切に予測及び評価を実施するとともに、存在・供用時においても周辺地域に対して影響を及ぼさないよう、工事計画を検討すること。

(3) 動物

哺乳類や鳥類の現地調査場所として、大江川緑地、事業予定地内及び海側が予定されているが、海域において生息するスナメリ等の海棲哺乳類や鳥類への工事の実施等による影響が考えられる。したがって、水生動物の現地調査場所における海域の範囲についても、哺乳類及び鳥類の現地調査を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業予定地に隣接する大江川緑地の利用者に対しては、水面の埋立てに伴う粉じんや建設機械の稼働に伴い発生する騒音のほか、工事中の安全性や眺望についても影響が考えられる。そのため、大江川緑地の利用の状況及び利用環境の状況を把握することにより、工事中における人と自然との触れ合いの活動の場の環境に与える影響について、適切に予測及び評価を実施すること。

3 その他

(1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載、他事業の環境影響評価図書の参照等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。